

令和7年第4回定例会提出議案

令和7年第4回定例会議案等議決結果一覧

令和7年第4回定例会が11月25日から12月9日までの15日間で開催され、議案10件、議員発議1件を慎重に審議しました。



議案番号	件名	議決結果
議案第84号	かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案第85号	かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案第86号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案第87号	令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算(第5号)	原案可決 (全会一致)
議案第88号	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決 (全会一致)
議案第89号	市道路線の認定について	原案可決 (全会一致)
議案第90号	市道路線の認定について	原案可決 (全会一致)

賛否が分かれた議案等

議案番号	件名	氏名													議決結果			
		井出有史	塚本直樹	鈴木更司	石澤正広	服部栄一	鈴木貞行	櫻井健一	久松公生	小倉博	櫻井繁行	設楽健夫	来栖丈治	岡崎勉		小座野定信	佐藤文雄	矢口龍人
議案第81号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◆	-	○	○	◆	○	原案可決 (賛成多数)
議案第82号	財産の無償譲渡について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◆	-	○	○	◆	○	原案可決 (賛成多数)
議案第83号	かすみがうら市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	◆	○	原案可決 (賛成多数)
議員発議第3号	佐藤文雄議員に対する懲罰動議	○	○	○	○	○	○	◆	○	○	○	◆	-	◆	棄	除	◆	原案可決 (賛成多数)

賛成は○、反対は◆、欠席は欠、不在は／、除斥は除、表決権を行使しない場合は棄で記載

※ 除斥とは、議会での審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議のときに議場から退席させること。

※ 来栖議員は議長職のため、本議会での表決(賛成・反対の意思表示)権はないため-で記載。ただし、賛否同数となった場合は、議長も表決に加わる。

令和7年第4回定例会提出議案

議員発議第3号「佐藤文雄議員に対する懲罰動議」で行われた主な討論

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none">・例えばこれで懲罰委員会を設置しても本人の意思は変わることはないだろうという話もあったが、それでは困ると思う。改めるところは改め、いいところを伸ばしていくことは必要不可欠であると思うから、律する意味でもしっかりと懲罰委員会を設置して、より円滑な議事運営や議会運営ができるような秩序、モラル、理念、常識を守った上でかすみがうら市を発展するために議員が一丸となって進んでいくことが大事であると思うので、懲罰委員会をしっかりとつくって審議をすべきと思う。	<ul style="list-style-type: none">・仮に可決して特別委員会ということになったとしても、佐藤議員の言葉に変わりはないと思うので、反対である。・議事録ができていない。恫喝的と受け取られるという表現が曖昧である。パワーハラスメントに関しても被害者がいない感じだというような主観である。無関係な資料の提示も、これは議長の了解を得てあったものかと思うので、それに当たらないのではないか。みんなで力を合わせ、市をよくする方向の力を使うのが本来の議員の仕事だと思う。・市の事務と無関係な事項（県事務等）の執拗な追及による誤解を生じさせる質疑について、具体的にどういうことか、提案者は答えることができなかった。懲罰動議は根拠のある客観的な事実に基づいて進めることが前提であり、憶測で、あるいは質問に対して答えられないという提案の仕方はあってはならないことだと思う。取り下げを求めたい。

懲罰特別委員会を設置しました

令和7年12月3日の令和7年第4回定例会で行われた佐藤文雄議員の一般質問について、下記の理由による懲罰動議が、久松公生議員を提案者、塚本直樹議員を賛成者とした議員発議第3号として提出されました。

【動議理由（抜粋）】

- (1) 議会の品位を著しく損なう発言を繰り返したこと
- (2) 議事進行を妨害し、議場の秩序を乱す言動を繰り返したこと
- (3) 市職員に対するパワーハラスメントに類する行為
- (4) 議会の信用を著しく失墜させた行為

令和7年12月5日の本会議において提出されたこの議員発議は、同日の採決の結果、賛成多数により可決されました。したがって、佐藤文雄議員に対する上記の内容について、懲罰の是非等を審査する懲罰特別委員会が設置されました。また、十分な審査を行うため、閉会中も継続審査を行うこととなりました。

百条委員会に関する告発の結果について

令和5年第2回定例会で設置され、令和6年第1回定例会で調査が終了した「『旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書』に関わる久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会」（百条委員会）で、処分して手元にないと証言された署名簿の原本が見つかったため、証人が地方自治法第100条第7項に規定される虚偽の陳述を行ったとして、令和6年第3回定例会での議決に基づき告発したことについて、令和7年10月30日付で、水戸地方検察庁より、不起訴とする旨の通知がありました。

令和7年第4回定例会 議案審査特別委員会における主な議案質疑

(11月26日開催)

議案審査特別委員会は議長を除く15名の委員で構成。

議案第82号 財産の無償譲渡について

【議案の概要】

市立保育所運営計画により民営化を進めている市立やまゆり保育所について、運営主体を学校法人明光学園へ移管し、保育所を無償譲渡するものです。



▲やまゆり保育所

Q 民間事業者への無償譲渡の契約ということだが、権利が移った後に、経営状況によって売り払われることがないような内容となっているのか。

A 権利譲渡の禁止という内容で、第三者への譲渡または担保に供すること、そして建物を第三者に貸し付けること、保育事業の第三者への委託を禁止するといった内容で、契約書を調べていきたいと考えております。

議案第85号 かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【議案の概要】

かすみがうら市地域福祉センターやまゆり館の利用拡充を図るため、休館日及び使用の制限等の一部を改正するものです。

Q この条例改正によって、土日にもやまゆり館が解放され、使い勝手がよくなると思われるが、予約や受付、安全などについてもマニュアルをしっかりと整備すべきではないか。

A 日曜日や休日などはシルバー人材センターにお願いすることになると思います。今後の運用開始に向けて、今、現場で働いている保育士の話も十分に聞きながら、マニュアルの整備を行いたいと考えております。



▲やまゆり館

Q 営利目的での利用が可能になると、キッチンカーの利用などができると予想されるが、駐車場の取り扱いはどのようにするのか。

A 使用する場合は、その内容、形態、迷惑がかからないかどうかを踏まえた上で、届出を出していただく形になると思います。運用上のお話になりますので、ほかの利用者や近所の方の迷惑にならないように、検討をしていきたいと思っております。

令和8年第1回臨時会議案等議決結果一覧

令和8年第1回臨時会が1月14日に開催され、議案5件を慎重に審議しました。



議案の内容等
詳細はこちら

議案番号	件名	議決結果
議案第1号	かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決 (全会一致)
議案第2号	令和7年度かすみがうら市一般会計補正予算(第6号)	原案可決 (全会一致)
議案第3号	令和7年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決 (全会一致)
議案第4号	令和7年度かすみがうら市水道事業会計補正予算(第2号)	原案可決 (全会一致)
議案第5号	令和7年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算(第1号)	原案可決 (全会一致)

櫻井健一議員後援会事務所の土地利用に伴う農地法違反に係る調査特別委員会

櫻井健一議員の後援会事務所が所在する土地において、農地転用の許可を受けず農地のまま後援会事務所として利用をしていることについて、経緯及び関係機関の対応を明らかにするとともに、本事案の解決を目的とし調査を行いました。

調査結果報告の要旨

農業委員会事務局、農林水産課及び都市整備課からの説明において、当該土地について、令和2年には「適法化に向けて行政書士に依頼しているが、土地所有者がすでに亡くなっており、相続人が複数名おり未解決の状態」が確認され、令和5年には、適法化の見込みはあり、是正手続き中であることから、勧告処分等の措置は不要としていた。令和7年9月18日、農業委員会から茨城県に対し、「違反転用事案報告書」(農業委員会の取った措置及び農業委員会の意見を記載したもの)を提出、また、櫻井健一議員及び法定相続人に対しても「農地転用違反是正について」の通知を行った。

行政側においても、関係部局からの助言等が十分に行き届かない状況で、行政指導が適切に行われておらず、不十分であったことがうかがわれた。

これらの点を踏まえ、櫻井健一議員においては、関係部局からの行政指導等に従い、関係法令に基づいた適切な手続きを速やかに実行するとともに、かすみがうら市議会の規律や議会の秩序を遵守し、市民の信頼を損なうことがないように早急に是正することを求める。あわせて、関係部局においても、より分かりやすい助言及び指導等、丁寧な対応に努めるとともに、行政手続きがスムーズに行えるよう協議及び監督を継続しながら、法令順守や適正な行動を促し、業務遂行に取り組むことを要求する。